

別表第 1

職 名	資格・職務能力	職 務 内 容	雇用年齢上限	その 他 の 事 項
事務補佐員	当該業務の遂行能力があり、原則として他の職に就いていない者	事務の補佐業務に従事	満 6 0 歳	<ul style="list-style-type: none"> ・当該雇用経費の趣旨に添った雇用に限る ・学生、研究生等を除く
技術補佐員		技術に関する職務の補佐業務に従事		
技能補佐員		技能に関する職務の補佐業務に従事		
労務補佐員		労務作業に従事	満 6 3 歳	

別表第 2

職 名	資格・職務能力	職 務 内 容	雇用年齢上限	その 他 の 事 項
寄附講座教員 寄附研究部門教員	当該講座又は研究部門教員としての業務の遂行能力があり、原則として他の職に就いていない者	当該講座又は研究部門における教育研究に従事するほか、本学の定めにより教育研究に支障のない範囲内でその他の授業又は研究指導を担当する	満 6 5 歳 (ただし、大学が特に認めた場合は、この限りでない。)	<ul style="list-style-type: none"> ・当該講座又は研究部門の継続している間、雇用可能 ・当該寄附講座又は寄附研究部門の設置に係る寄附金にて雇用される場合に限る ・選考方法、選考基準は当該講座・研究部門を置く部局が定める ・学生、研究生等を除く
共同研究講座教員 共同研究部門教員		当該講座又は研究部門における研究に従事する		
研究員 (必要に応じて総長の定めるところにより名称を付記することができる)	当該プロジェクト等に応じ総長が定める	当該プロジェクト等に係る研究等に従事		<ul style="list-style-type: none"> ・当該研究がプロジェクトである場合は、当該プロジェクトの継続している間、雇用可能 ・当該プロジェクト等経費にて雇用される場合に限る ・学生、研究生等を除く

別表第 3

職 名	資格・職務能力	職 務 内 容	雇用年齢上限	その 他 の 事 項
医員	医師免許又は歯科医師免許を有する者のうち、医師法若しくは歯科医師法の規定に定める臨床研修を修了した者又はこれに準じる診療業務を行った者	診療に従事 必要に応じ、診療を通じての臨床教育の補助的職務及び診療に関して研究にも従事	満 6 5 歳 (ただし、大学が特に認めた場合は、この限りでない。)	<ul style="list-style-type: none"> ・任期については、医学部附属病院の定めによる ・当該医員又は医員(研修医)に係る雇用経費にて雇用される場合に限る ・学生、研究生等を除く
医員(研修医)	医師国家試験又は歯科医師国家試験に合格した者(医員の資格・職務能力欄に該当する者を除く。)	医師法又は歯科医師法の規定に定める臨床研修に従事		

法科大学院特別教授 法科大学院特別准教授	法科大学院において実務基礎教育を実施するため特に必要となる高度専門職業人	法科大学院(法学研究科法曹養成専攻)における教授又は准教授の職務に従事	・任期については、法科大学院の定めによる
専門職大学院特別教授 専門職大学院特別准教授	専門職大学院(法科大学院を除く。)において実務基礎教育を実施するため特に必要となる高度専門職業人	専門職大学院(法科大学院を除く。)における教授又は准教授の職務に従事	・任期については、当該専門職大学院の定めによる

別表第4

A	10,400円
B	12,000円
C	13,600円
D	15,200円
E	16,800円
F	18,400円
G	20,000円
H	21,600円
I	23,200円
J	24,800円
K	26,400円
L	28,000円
M	29,600円
N	31,200円

※ 雇用する者の経験及び就かせる業務の内容等により単価を決定するものとする。

別表第5

職名	日給額	
医員	医師免許等取得後の経験年数	2年目 9,400円
		3～4年目 11,600円
		5～6年目 12,000円
		7～8年目 12,700円
		9年目以上 13,400円
医員(研修医)	9,400円	
法科大学院特別教授	50,000円	
法科大学院特別准教授	30,000円	
専門職大学院特別教授	50,000円	
専門職大学院特別准教授	30,000円	

※ 医師免許等とは、医師免許及び歯科医師免許をいい、医師免許等取得後の経験年数を算出する起算日は、当該免許を取得した日の属する年の4月1日とする。

別表第 6

有期雇用教職員の区分	休日	始業及び終業の時刻	休憩時間
医学部附属病院に勤務する医員及び医員（研修医）のうち、医学部附属病院長が指定する者	1 週間に 2 日 又は 3 日	午前 8 時 3 0 分から午後 5 時まで	正午から午後 0 時 4 5 分まで
		午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで	正午から午後 1 時まで
		午後 4 時から翌日午前 0 時 3 0 分まで	午後 8 時から午後 8 時 4 5 分まで
		午後 4 時から翌日午前 0 時 4 5 分まで	午後 8 時から午後 9 時まで
		午前 0 時から午前 8 時 3 0 分まで	午前 4 時から午前 4 時 4 5 分まで
		午前 0 時から午前 8 時 4 5 分まで	午前 4 時から午前 5 時まで
フィールド科学教育研究センター海域ステーション瀬戸臨海実験所に勤務する有期雇用教職員	1 週間に 2 日	午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで	午前 1 1 時 3 0 分から午後 0 時 3 0 分まで
			午後 0 時 3 0 分から午後 1 時 3 0 分まで

別表第 7

有期雇用教職員の区分	始業及び終業の時刻	休憩時間
診療等の業務、窓口業務その他の業務に従事する有期雇用教職員のうち部局長が指定する者	午前 8 時 3 0 分から午後 5 時まで	午後 1 時から午後 1 時 4 5 分まで
	午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで	午後 1 時から午後 2 時まで